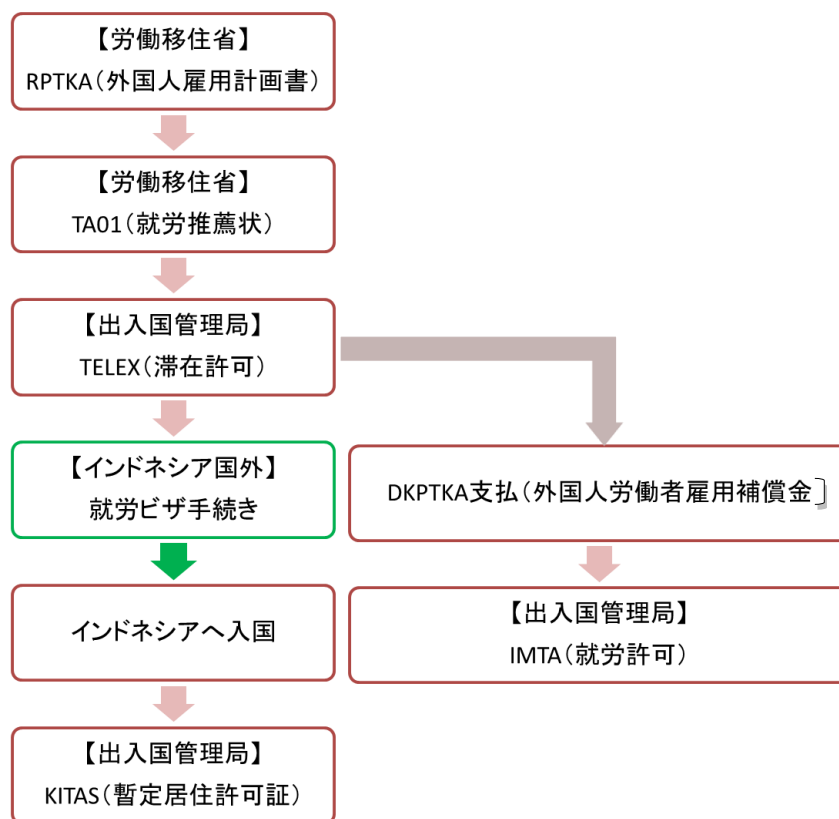


就労ビザと就労許可の取得方法

[Vol.38 \(2014.9 月号\)](#) でインドネシアへ入国するためのビザについてレポートしましたが、今月はインドネシアでの就労ビザと就労許可 (IMTA) の取得方法についてお知らせします。フローチャートは次のとおりです。就労ビザは就労許可の取得を前提とした滞在許可であり、就労ビザを取得しただけでは現地での仕事はできませんのでご注意ください。



まずは就労ビザの取得方法について説明します。取得までにはインドネシア国内側での手続と、国外側での手続の双方が必要です。

最初に取得する必要がある RPTKA (外国人雇用計画書) とは、インドネシアの会社が外国人 (今回の場合は日本人) を採用したいという希望を労働移住省に申請し、許可を受けるものです。その際、外国人従業員の役職名や給与額などを記載する項目があるため、「どのような役職で許可を取得するか」を予め検討しておく必要があります。ただし、どのような役職でも許可されるわけではなく、雇用する側の現地法人が取得している事業分野によって、許可される役職名が決められていることがありますので注意が必要です。

この RPTKA が承認されるとビザ発給の推薦状となる TA01 の申請に進みます。この段階で初めて就労ビザを取得する方の名前や就労期間が労働移住省に登録されることとなります。最近では、TA01 申請時に英文の履歴書や卒業証明書の他、在職証明書も求められます。各申請時に、どのような添付書類が必要かを確認しておくことが大切です。

TA01 を取得したら、TELEX (滞在許可/別名で VTT) の申請が可能になります。この TELEX は出入国管理局が「就労目的での入国を許可する」というレターを第三国のインドネシア大使館宛てに発給するものです。そのため、どの国で就労ビザを受け取るかを予め決めておく必要があります。日本人の場合は、日本もしくはシンガポールでの取得が比較的多いようです。ここで注意点は、日本での手続

の場合、TELEX の発給先は東京にあるインドネシア大使館、もしくは大阪にあるインドネシア総領事館になりますが、2014年9月以降、インドネシア総領事館での手続は取得予定者の居住地域を限定しており、関西地区・中国地区・四国地区・福井県・三重県のみに対応しているようです。従ってこの地域以外の居住者が日本で手続をする場合、TELEX の発給先は東京のインドネシア大使館ということになります。もちろん、インドネシア総領事館管轄の地域でも、東京での手続は可能です。

TELEX が発給されてから2か月以内に就労ビザ（ビザ区分…312）を取得する必要があります、その後インドネシアに入国しKITAS（暫定居住許可証）を取得するのですが、入国時にも注意点があります。就労ビザでインドネシアに入国する場合はイミグレーションで居住地を尋ねられますので、必ず生活拠点となるアパートやマンションがある住所をお伝えください。KITAS申請の際には、居住地区管轄のイミグレーションに行く必要があるため、誤った住所を答えてしまうと手続が非常に面倒になり時間も余計にかかることになってしまいます。KITAS取得後は、MERP（再入国許可）の取得やSTM（警察署への届出）など関係機関への様々な届出もあるので忘れることがないようにご注意ください。

TELEX が発給されると、インドネシア側で就労許可取得の手続準備に進むことができます。まずはDKPTKA（外国人労働者雇用補償金/旧DPKK）を指定銀行に納付します。金額は、滞在期間1ヶ月あたりUSD 100、1年の場合はUSD 1,200です。その後、納付証明書を添付し、就労許可の申請が可能になります。

昨今、就労許可の取得にまつわる様々な情報があり、取得を予定している方や企業も困惑されていると思います。2013年12月に出された労働移住大臣令第26条の要件の項に「TKA（外国人労働者）が就く予定の役職要件に応じた学歴を有していること」と新たな項目が追加されました。それ以外の項については従来から記載があった「5年以上の就業経験」、「インドネシア人への専門知識移転を誓約する準備があること」、「インドネシア語でのコミュニケーションが可能なこと」が要件として記されています。「学歴」という曖昧な表現が判断しがたい部分であり、「一般的には大学卒業者とされており高校卒業者では許可が認められない」との話もありますが、直近の事例では、最終学歴が高校卒業者でも許可が出ています。このようにインドネシアでは言葉の定義が曖昧で、行政機関の担当者同士でも理解が異なっていることがよくあります。いずれにしても、今後は就労許可を取得するハードルがますます上がることが予想されます。法令やルールについても変更が多いため、最新の情報をビザエージェントなどに確認しながら手続を進めることをお勧めします。

以上

<これまでの岡山県インドネシアビジネスサポートデスクレポートは[こちら](#)から>

★岡山県インドネシアビジネスサポートデスク（PT. JC内）概要★

所在地：WISMA NUSANTARA BUILDING 24th Floor

Jl. M. H Thamrin Kav 59 Jakarta Pusat Indonesia 10350

デスク担当者：PT.JC 武井 和宏（たけい かずひろ）

対象エリア：インドネシア全域

※「岡山県インドネシアビジネスサポートデスク」では、岡山県内に事業所を有する企業や経済団体等のインドネシアでの事業展開を支援しています（岡山県から[公益社団法人 日本インドネシア経済協力事業協会](#)に業務を委託）。ご利用に当たっては、「[岡山県インドネシアビジネスサポートデスク](#)」[利用の手引き](#)をご覧ください。また、[岡山県産業企画課マーケティング推進室](#)（電話 086-226-7365）までご相談ください。

※本レポートは岡山県内企業のインドネシアでの事業展開の一助とするため作成されたものであり、サポート対象に該当しない個別のお問い合わせには対応していません。